

大阪市大規模小売店舗立地審議会

平成23年3月31日(木)

大阪産業創造館 6階A・B会議室

開 会 午前10時15分

司会（山田係長） ただいまから大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様方には、何かとお忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私、本日の司会を務めます経済局産業振興部担当係長の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会の委員数は9名でございますが、現在6名の出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していますことをご報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届出がありました新設案件2件について審議をお願いいたします。

続きまして、配付資料についてでございます。

（配付資料確認）

司会 それでは、加藤会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

加藤会長 おはようございます。さっそく始めたいと思います。本日ご審議いただきますのは、事務局から説明がありました新設案件2件で、議事の進め方としましては、次第に従いまして審議案件をお諮りしたいと思います。

まず、議事①「（仮称）大淀物販店舗」の新設に関する届出内容等につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 「（仮称）大淀物販店舗」の新設でございます。

本件は、北区大淀中3丁目2-2の阪急神戸線・宝塚線中津駅から700mのところスーパーマーケットの設置をするとして、届出があったものでございます。

店舗面積合計は1,252㎡で、設置者は関電不動産株式会社、小売業を行う者は株式会社ライフコーポレーションでございます。

用途地域は準工業地域、平成22年8月30日に届出がございまして、大規模小売店舗の新設予定日は平成23年5月1日となっております。

前方スクリーンの写真は、敷地周辺の写真でございます。まず、敷地北側からの写真です。次は、敷地の南側からの写真でございます。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明申し上げます。

まず、駐車場ですが、建物1階西側に45台が設置されております。

駐輪場は、建物1階西側に69台、原付駐輪場は8台、合計77台設置されているところでご

ございます。

荷さばき施設は、建物1階南側に25m²、廃棄物保管施設は、建物1階南東側に設けられておりまして、保管容量は合計10.9m³でございます。

各施設の一覧は、表のとおりとなっております。

次に、施設の運営方法に関する事項でございますが、小売店舗の営業時間は、午前7時から翌午前2時までとなっております。

来客の駐車場利用時間帯は、午前6時30分から翌午前2時30分までとなっております。

駐車場の自動車出入口でございますが、敷地1階南側及び北側に出入口各1カ所、合計2カ所設けられているところでございます。

自動車出入口周辺の状況は、次のとおりです。まず、敷地北側から駐車場出入口付近の写真です。次に、敷地南側からの駐車場出入口です。ともに出入口から左折イン、左折アウトとなっております。

そして、荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要についてご説明申し上げます。

株式会社ライフコーポレーションにおける主として販売する物品は、食料品、生活関連用品等でございます。建物は地上2階建てで、店舗面積は、1階に1,252m²がございまして、

駐車場における必要駐車台数ですが、まず当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めますと45台となります。これに対しまして設置台数は45台となっております、指針値を満たしております。

また、来客の自動車来店経路でございます。来店経路は、北方面からは北側の入口、南方面からは南側の入口から、どちらも左折インで駐車場に入っております。退店経路は、南側出口から北方面は左折でアウトいたしまして、南方面につきましては、北側の出口から左折アウトで、東側、南側へ流れるという経路が設定されています。

続いて、騒音関係ですが、施設に設置されます冷凍用室外機、空調用室外機の一部及び排気ファンの一部の稼働時間は24時間、空調用室外機、排気ファン稼働時間は午前6時から翌午前2時まで、排気ファン稼働時間は午前6時から午後6時までとなっております。発生騒音の予測・評価について、AからEまで、店舗周囲の4方向5地点に予測地点を設定しております。各地点の周辺写真は、ご覧のとおりです。

各予測地点における昼間の午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測値は、環境

基準をいずれも満たしているところでございます。次に、夜間、午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果も、いずれも環境基準値を満たしております。また、夜間、午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果も、すべて規制基準値を満たす結果となっているところでございます。

続いて廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が一般廃棄物 1.5^m、再生利用対象物 0.7^m、合わせて 2.2^mに対しまして、保管容量合計は10.9^mとなっておりまして、十分な保管容量を確保しているところでございます。

最後に、本届出に関する大店立地法第7条に基づきます住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況について、ご説明させていただきます。

住民等説明会は、平成22年10月6日に開催されまして、平成22年9月10日から平成23年1月11日までの4カ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、1件の意見の提出をいただいたところでございます。

お手元の「(仮称)大淀物販店舗の新設の届出に対する住民等意見書の概要」をご覧くださいと思います。意見の概要といたしましては、「地元地域に精通したプロの交通誘導員を常駐配置して、安心して通行できる環境を出店者が維持するように要望する」といったものでございました。

これらの意見につきましては設置者にもお伝えいたしまして、参考といたしまして、設置者からは、それぞれの項目について、お手元に配付いたしております回答書のとおり対応する旨の回答を得ております。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成いたします「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要などの交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、市意見案といたしましては、「意見なし」とのとりまとめを行っているところでございますが、附帯意見案といたしまして、1点目でございますが、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

2つ目といたしまして、当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

3つ目といたしまして、交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響

を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること、とのとりまとめを行っているところでございます。

続きまして、先日、委員の皆様方から事前にご質問いただきました点について、設置者よりの回答をお伝えさせていただきたいと思っております。

まず、高室委員より、次のとおりのご質問をいただいております。「住民等意見書において近隣の学校の通学路となっているとの指摘があるが、交通安全・事故防止上の対策はどのように検討・計画されているのか」。

こちらのご質問につきまして設置者に確認いたしましたところ、計画地の南西にある市立大淀小学校の通学路が、計画地の南側出入口に重なっているということでございます。こういう状況の中で、参考として提出されました設置者の住民等意見書に対する回答といたしましては、「交通誘導員をオープン時に設置するとともに、出入口に出庫注意灯を設置し、歩行者への安全対策を講じる」とされているところです。

次に、難波委員からご質問いただいた内容です。「住民等意見書において交通に懸念のある道とは、どの道を指しているのか」ということですが、計画地の南西にございます市立大淀小学校の通学路が計画地の南側に重なっております。この敷地南側の出入口付近が「交通に懸念のある道」と考えられます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

加藤会長 ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いいいたします。

高室委員と難波委員からは事前の質問をいただいて、回答していただきましたが、それでよろしいですか。

高室委員 回答のほうに「オープン時は」と書いてございます。もちろんオープン時、そしてここに書いておられる状況に応じて検討ということで、もし状況が悪いようであれば誘導員を継続して設置するということがよろしいですね。確認だけさせていただきたいと思っております。

事務局 はい、そのように確認しております。

加藤会長 判断は、あくまでも事業者側がやるということですよ。

事務局 そうです。届出上は、誘導員の設置はなしということでお届けいただいておりますので、オープン後の状況を見て設置者のほうで判断することになります。

加藤会長 いかがですか。基本的には誘導員は置かないということですね。

事務局 はい、届出上では「なし」と記載がありますので、届出に基づく内容としましては、誘導員はなしになっております。

加藤会長 基本的にはないですけど、例えば住民意見もあるしということで、オープン時については歩行者等の安全を確保するという意味で特別に誘導員を置きますという理解ですよね。後ほどの議論になるかもしれませんが、附帯意見として、改めてこの点を確認するという事はできます。

高室委員 もしかすると危ないかもしれないなと思いますので、そこは十分に確認いただけたらなあと思っております。

難波委員 施設の出入口の車両のところは、ロボットゲートはつくんですよね。図面で見えてもちょっとよくわからなかったのですけれども、何かあるような。

事務局 発券ブースの設置はないと届出上なっております。

難波委員 とすると、2方向ともすぐにぱっと出られるような状態ではあるんですね。

事務局 はい。

加藤会長 出入口に出庫注意灯というのは、具体的にはどんなイメージをしたらいいですか。

事務局 出る時にくるくるっと回って注意を促すものの設置を検討されているということで回答をいただいております。

加藤会長 ロボットゲートはないけれども、そういう形で注意を促すための装置はつけているということですね。

通学路と、次のところに出てくるスクールゾーンとの違いは、おわかりですか。

事務局 通学路は、大阪市において小学校が児童が学校へ通る道として定めております。スクールゾーンは、小学校、幼稚園、保育所等を中心に概ね 500m以内の区域でゾーンを設定し、危険を回避するために、路面標示等を行うことで、ドライバーに「ここは児童等が通りますよ」という注意を促すために設定しているものと聞いております。

加藤会長 ここは通学路であれば、小学校の児童が通るということで指定されているということですね。

事務局 はい、そうです。

花田委員 先ほどの出入口ですが、搬入車両の出入口が別途あったと思います。搬入車両というのは、たぶん大型車両かなと思いますので、その部分にも出庫灯のようなものをつけるご計画はあるのでしょうか。

事務局 届出では出庫灯を設置するという記載はございませんし、設置者の回答では、お客様用の出入口には出庫注意灯を設置するという回答になっております。

花田委員 たぶん今の搬入と両方があるこの道が通学路ではないでしょうか。

事務局 その前の道が通学路になっております。

花田委員 ですから、危険ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。頻繁ではないとは思いますが、状況は同じようなものかなと思うので、ここにも出庫灯をつけていただくのが安全かなと思いますが、いかがでしょうか。

加藤会長 一般車両と搬入車両では頻度がまったく違うし、時間帯も違うとは思いますが、逆に言えば、たまにだから危ないという話もありますけど。

事務局 花田委員のおっしゃるとおり、危険という意味では危険であると思います。ただ、そこを通ります搬出入車両は、現在のところ、午前6時から午後9時の間に1日15台の計画となっておりますので、来退店車両の台数よりは少ないという状況になっております。

加藤会長 その点はいかがですか。

花田委員 何らかの配慮があってもいいかなと思うのですが、今、会長がおっしゃったように、常に出入りしていないところは、逆に危険かもしれないですね。ここから出てくると思わないところから出入りがあるということなので、何か配慮が必要ではないかなという気がいたします。

加藤会長 ほかの委員はいかがでしょう。

高橋委員 店舗南側道路の見通しはどうなんですか。

加藤会長 先ほどの写真の中ではわからないですか。

高橋委員 できあがった段階で搬出入が見通せるかどうかとかね。

事務局 届出前の事前協議の中では、見通しや歩道があります状況等から、必ずここに誘導員等を設置することを求めなければならない状況ではないということで、誘導員なしという計画で協議を終了している状況でございます。見通しも特に悪いところではないと考えております。

加藤会長 道路に面したところ、この白い部分ですね。これは駐輪場か何かですか。

事務局 今、スクリーン左の図面上にある空白の部分につきましては、底地を持つ関西電力株式会社が電気設備の点検用に設置している縦坑という施設とおうかがいしておりますので、今回の店舗とは関係のない敷地になります。

加藤会長 もちろんそうですけれども、見通しといった時に、この建物がどんな状況なの

か、ちょっとよくわからなかったものですから。何もない？

事務局 現況でもご覧いただいているとおり、白い柵が設けられているだけです。ここに何か建物が建つという状況ではないです。見通しがこの施設によって悪くなるという状況ではございません。

加藤会長 この白いのは、何のためにやっているんですか。これ、常時？

事務局 白いところは、一般の方が立ち入りされないようにということで設けている柵とお聞きしています。

加藤会長 この白いやつは柵なんですか。

事務局 はい。今は工事中で白い幕が張られていますが、基本的には柵とおうかがいしております。

加藤会長 向こう側は見通せるということなんですね。

事務局 はい。

加藤会長 ちょっと安心しましたね。見通しはあまり悪くないということですね。一般車両については、設置者も出入口へ出庫注意灯を設置すると言っていますので、配慮していただくということで、こちらの搬出入車両のほうにも同じようなことを求めるかどうかですけれども、求めたほうがよろしいですか。このへんは皆様のご意見を。

花田委員 1日に15台程度のことで求めるかどうかというのも、難しいと思いますね。

馬場委員 それも状況に応じてということで。

加藤会長 そうしましたら、附帯意見においてそのことを明記させていただくということで、ほかにはよろしいですか。

この案件につきましては、意見書の提出がありましたが、それについても皆様からご意見をいただきまして、届出上は法の趣旨に沿って指針を踏まえた内容になっており、当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして取り扱ってまいりたいと思いますが、附帯意見としまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。それから、先ほど

ご意見いただきましたが、特にオープン時においては交通誘導員を設置するとともに、一般車両、搬出入車両についても出入口へ出庫注意灯を設置するなど、歩行者への安全対策を状況に応じて図ることを徹底していただきたいということを附帯意見として申し添えたいと思いますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように扱ってまいりたいと思います。

続きまして、議事②「(仮称) ライフ弁天町店」の新設に関する届出内容につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局 「(仮称) ライフ弁天町店」の新設につきましてご説明申し上げます。

本件は、港区磯路1丁目9番1の地下鉄中央線弁天町駅から30mのところスーパーマーケットを設置するとして、届出があったものでございます。

店舗の合計面積は 3,835㎡でございます。設置者及び小売業を行う者は株式会社ライフコーポレーションでございます。

用途地域は商業地域、平成22年10月28日に届出がございまして、大規模小売店舗の新設予定日は平成23年6月29日となっております。

敷地周辺の写真でございますけれども、敷地北東側から写した写真でございます。右側に見えるのが中央大通でございます。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図を用いてご説明申し上げます。

駐車場は、建物の屋上階に65台、自動二輪駐車場は、建物1階西側に3台が設置されておりました。合計68台設置されております。

次に、駐輪場ですが、建物1階北側に150台、原付自転車は建物1階西側に10台が設置されておりました。合計160台が設置されているところでございます。

荷さばき施設は、建物1階の東側に110㎡ございます。

廃棄物保管施設は、同じく建物東側に設けられておりました。保管容量は合計17.9㎡でございます。

各施設の一覧は、ご覧のとおりとなっております。

次に、施設の運営方法に関する事項でございます。

小売店舗の営業時間は、午前7時から翌午前2時まで、来客の駐車場利用時間帯は、午前6時30分から翌午前2時30分となっております。

駐車場の自動車出入口は、建物1階西側に出入口が1カ所設けられております。左折イン

でございます、出口からは右折でアウトする構造になっております。

写真でございますけれども、入庫につきましては、向こう側の交差点から入ってまいりまして、左折で入る。青色で出ましたように、右折で向こうの交差点に出るという出口の設置になっております。

荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時まででございます。

次に、届出書の添付書類の概要について、ご説明申し上げます。

株式会社ライフコーポレーションにおける主として販売する物品は、食料品、生活雑貨品等でございます。建物は地上2階建てで、店舗面積は1階は1,973㎡、2階は1,924㎡、屋上階は38㎡となっております。

次に、駐車場における必要駐車台数でございますけれども、まず当店舗における各値から指針に基づきます必要駐車台数を算出いたしますと、22台となっております。これらに対しまして設置台数は65台でございますので、指針値を満たしております。

また、来客自動車の来退店経路をご覧になっていただきたいと思います。まず、来店経路でございますけれども、店舗の北側の大きい道が中央大通でございます。中央大通から入ってくるところが信号交差点となっております、この交差点から南に下りてまいりまして左折で店舗に入ってくる。退店経路は、出口から右折でアウトいたしまして、北へ上りまして、中央大通との信号交差点で各方面に分散していくという経路をとっております。

次に、騒音関係でございます。施設に設置されます冷凍室外機及び冷水機の稼働時間は、24時間でございます。空調用室外機、換気扇の稼働時間は、午前7時から翌午前2時まで、換気扇の一部の稼働時間は、午前7時から午後9時までとなっております。発生騒音の予測・評価について、予測地点をA、B、C、Dの店舗周囲4方向4地点に設定しているところでございます。各地点の周辺写真は、ご覧のとおりです。各予測地点におけます予測値ですが、昼間の午前6時から午後10時までの等価騒音レベルは、すべて基準値を満たしております。夜間10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果も、すべて基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果も、すべて規制基準を満たしているところでございます。

続いて、廃棄物関係についてご説明申し上げます。1日当たりの予測排出量は、一般廃棄物は2.3㎥、再生利用対象物は1.2㎥、合わせて3.9㎥でございます。これに対しまして保管容量の合計は17.9㎥でございますので、十分な保管容量を確保しているところでございます。

最後に、本届出に関します大店立地法第7条に基づきます住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況について、ご説明申し上げます。

住民等説明会につきましては、平成22年11月16日に開催されまして、平成22年11月12日から平成23年3月14日までの4カ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、1件の住民等意見書をいただいております。

お手元の「(仮称) ライフ弁天町店の新設の届出に対する住民等意見書の概要」をご覧くださいと思います。意見の概要といたしましては、来客車両の出入口のある店舗西側の市道港区第121号線は、市立市岡中学校の通学路となっており、弁天町方面から登校する生徒の多くが通っている。また、搬出入車両の出入口がある店舗東側の市道港区第118号線は、スクールゾーンであるため、いくらガードマンを配置しても交差し、事故の恐れはなくならない。よって、来客車両及び搬出入車両の出入口を店舗北側の中央大通に面した側へ変更してほしいという内容でございました。

これらの意見は、設置者側にもお伝えをしております、参考としまして、設置者からは、それぞれの項目について、お手元に配付しております回答書のとおり対応する旨の回答を得ているところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成いたします「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目につきまして、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、市意見案は「意見なし」とのとりまとめを行っておりますけれども、附帯意見案としまして、1つ目としまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

2つ目といたしまして、当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分に自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

3つ目といたしまして、交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう駐車場の適正な運用を図るなど、関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。また、住民等の意見書が提出されていることもあり、交通処理の考え方など計画内容について近隣住民等に十分な説明をすること。

4つ目といたしまして、予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺的生活環境の悪化防止等について、より一層の配慮を行

うことが望ましい、とのとりまとめを行っているところでございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

加藤会長 委員の皆様からご質問、ご意見を頂戴したいと思います。

高室委員 確認だけお願いします。南側の道は一方通行ですけれども、こちらがどうなっているのかをもう一回見せていただきたいのと、右折出庫するという事なんですから、それは、ここが一方通行で狭いからですかね。その理由だけ確認させていただければと思います。

事務局 計画地南側道路は、東向き一方通行で、道路幅が8mございまして、幼稚園の出入口に面しております。左折で出庫しますとこの道に入る可能性が高まりますので、警備員を常時配置して右折出庫を促す計画になっております。

高室委員 幼稚園は、南側すぐにあるということですか。あ、それですか。

加藤会長 そういう意味では、ここに幼稚園があることを配慮して退店経路を考えているということですね。

高室委員 その関連で、これは右折出庫ですが、東側の道は、もともと車の通り自体は少ないですか。

加藤会長 東のほうが多くて、西のほうが少ない？

高室委員 出庫するほう。この道は、今、車がないみたいですけど、大体こんなイメージですか。

事務局 出入口が設定されている西側道路ですけれども、対面通行で、道路幅が11mありますことと、歩道も整備されています。車の交通量というよりも、逆に東側は、意見書にもありましておりスクールゾーンがありますし、歩道が設置されていませんので、西側道路に出入口を計画されております。

高室委員 出庫自体が車の渋滞等なしにスムーズに行くものかどうかをまず確認したかったので、さっきのような質問をさせていただきました。要するに、右折出庫でもスムーズに行くということで、問題は通学の生徒さんたちとの交錯ということでいいわけですね。その確認をしたかったので、質問させていただきました。

事務局 店舗南側の道路が東向きの一方通行で、出入口から出庫する車に対しての自動車の通行がない状況ですので、交通量的には出庫に対しての影響はないと考えております。ただ、やはり歩道もございまして、出庫時に歩行者等に影響がないかどうかというところが意見書にもあったご意見と考えております。

高室委員 わかりました。

加藤会長 ここは、指針の駐車場設置台数が22台で、65台ですよ。非常に落差が大きいといえますか。このへんは車で買い物に来ることが想定できるような地域なんですか。

難波委員 港区と、ここはすぐ東側が国道43号なので、大正区ともつながっているところですから、そういった広域商圈を考えてらっしゃるのかもわかりませんね。

事務局 それにつけ加えまして、駅からの距離や店舗面積等について類似の店舗の実態調査結果からの検討も行っておられまして、その調査から当計画店舗の予測をいたしますと46台が必要となりますのでその数値も考慮されて、65台の計画となっております。

難波委員 弁天町の駅前立地ですから、普通、駐輪が多いというイメージがあったのですが、けれども。

事務局 駐輪場も「大阪市自転車駐車場の付置等に関する条例」に基づき計算いたしますと、必要台数は95台となりますところ、それを上回る160台の計画となっております。

加藤会長 想定されているのは広域商圈、だから駐車台数を多くしたということからしますと、退店経路、入店経路については無理はないと考えていいんですね。それから、先ほど高室委員から質問があったと思いますけど、比較的多く車が入り出るので、渋滞とかそういう問題はないですよということ、改めて確認ですけど。

事務局 予測結果ですと、ピーク1時間の来客車両台数は87台、1分間に1.45台で、発券ブースゲートは設置する計画になっておりますけど、予測結果において駐車待ちは発生しないという結果になっております。

加藤会長 意見書ではここに出入口を設けたらどうかという提案で、先ほどご説明いただいて、それは非常に難しそうだなと思うのですが、委員の皆さんは納得されているんですね。特にご質問は。

難波委員 通常、こういった幹線道路に出入口を設置するのは、だめということです。

事務局 ただいま難波委員がおっしゃったように、北側道路は都市計画道路の築港深江線になっておりまして、交通量の多い都市計画道路からの車両の出入りは基本的に認めておりません。また、店舗北側の道路は、歩道が10mありまして、歩道の隣には自転車専用道もあることから、自転車、歩行者との事故の可能性も大きいため、好ましくないということで検討しております。また、この店舗北側道路に出入口を設けた場合、左折アウトになりますが、車両が東側に退店するためにはUターンする必要があり、3車線あることから、出入口から3車線目の右折レーンまで出庫することについても危険があると考えられるため、好ましく

ないと検討しております。

加藤会長 意見書は、北側に出入口を設けたらどうかという提案だったのですが、これは難しい。難しいということであれば、西側か東側に一般車両あるいは搬入車両の出入口を設けないといけない。相対的にどちらが歩行者の安全が確保できるかということで、道路の幅が広く、なおかつ歩道がある西側に一般車両の出入口を設けた。東側はスクールゾーンになっているので、一般車両の出入口は設けずに、頻度の少ない搬入車両の出入口にしたということですよ。

その上で、一般車両の出入口については、ゲートは設置するんですか。

事務局 はい。

加藤会長 東側については搬入車両だけでも、設置者の回答によれば、「搬入車両が入り出す場合には、従業員等で安全確認を行い誘導します」ということになっているわけですね。そのつど誘導すると考えてよろしいですかね。

事務局 はい。そのような計画になっております。

加藤会長 確認ですが、店舗西側の駐車場出入口については、ガードマンはどうなるんですかね。

事務局 交通整理員は常時配置することとなっております。右折出庫時の安全確認も必要となりますので。

加藤会長 交通誘導員は常時配置するということですね。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

高橋委員 騒音関係でちょっと気になるのは、特にC地点ですね。B地点はあまり関係ないけれども、C地点はマンションだと思います。環境基準、規制値にしても、書類上は問題ないと思うのですが、将来、この建物が建った時に、外部の今ある騒音と合わせて基準値をオーバーする可能性があると思うんですね。住民からもし苦情があった時に、具体的にどういう対策を考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただけたらなと思います。今、ぎりぎりの1デシ余裕があるだけなので。

事務局 まず、C地点につきまして、店舗南側の住居、マンションは、昼間は換気扇の影響を最も受ける地点になっております。換気扇は、変動騒音ではなくて定常騒音で、一定の値が出る音源となっています。開店後、換気扇を止めるのはなかなか難しいと考えますので、もし住民から苦情がございましたら、事業者のほうで適切にご対応いただきたいと思います。

高橋委員 例えば機械類だったらちょっと被うということができるのですけれども、換気扇は難しいですね。

事務局 もし店舗の運営上必要のない換気扇であれば、換気扇を止めていただくといった対応はいただけると思いますけれども、店舗運営にかかわる部分になってきますので、その点については事業者のほうでご対応いただきたいと思っております。

高橋委員 問題があった時に迅速に対応できるように。

加藤会長 手続的にはどういうことになりますか。こちらではなくて、それは別の部署に行くわけですね。

事務局 直接お店のほうに苦情を申し出ていただくのが基本的な対応になるかなとは思いますが、もし大阪市に騒音等の苦情がございましたら、大阪市環境局とご相談いただいた上で、お答えをいただくという方法にはなってくると思います。

加藤会長 ほかに、よろしいですか。

この案件につきましては、意見書の提出がありまして、それも含めて委員の皆さんからいろいろご意見を頂戴しました。その結果、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして扱ってまいりたいと考えております。

ただし、新設後においても、対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう駐車場の適正な運用を図るなど、関係機関と協議調整し、生活環境の保持に努めること。また、住民等の意見書が提出されていることもあり、交通処理の考え方など、計画内容について近隣住民等に十分な説明をすること。予測地点の中には、予測結果が評価基準と同じ値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺生活環境の悪化防止などについて、より一層の配慮を行うことが望ましいということで、意見書につきましていろいろご検討いただきまして、設置者側の計画が合理的であるということをご了解いただいたと思います。

以上の点を附帯意見として申し添えたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

どうもありがとうございます。

以上をもちまして市長から依頼がありました新設案件2件についての調査・審議は終了し、市長に対する意見具申の文書をまとめることとなりますが、文書内容等につきましてはご一任いただいてもよろしいでしょうか。

では、ご一任いただいたということで、必要な手続をとってまいりたいと思います。

次に、報告事項として「軽微な延刻等に係る手続状況」について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局 引き続きまして、「軽微な延刻等に係る手続状況」についてご報告させていただきます。

最初に、「近鉄阿倍野橋ターミナルビル」についてご報告申し上げます。

閉店時刻の変更について。団体客等特定顧客の利便性向上を図ることから、平成22年9月30日に届出があったものでございます。変更の内容につきましては、小売業を行う者の閉店時刻の変更でございます。

前方のスクリーンをご覧ください。株式会社近鉄百貨店その他未定について、午後9時までを午後11時までに変更するものです。ただし、現在建設中の（仮称）タワー館については、午後9時の閉店となります。

この届出につきまして、平成22年10月8日から平成23年2月8日まで縦覧いたしまして、住民意見なし、本市意見なしとなっております。軽微区分といたしましては、「営業時間の変更で、変更内容が夜間時間帯にかかるものの、隣接する住居等がないなど、周辺的生活環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるもの」となっております。

次に、「南海ターミナルビル」についてご報告申し上げます。

駐車場収容台数の減少等について。現在届出駐車場の一部廃止に伴い、駐車場運用の変更を行うことから、平成22年10月29日に届出があったものでございます。変更内容につきましては、駐車場の位置及び収容台数、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の出入口の数及び位置の変更です。

前方のスクリーンをご覧ください。駐車場の位置及び収容台数について。変更前、ターミナル駐車場 325台、高島屋元町駐車場 236台、市立塩草駐車場80台、合計 641台から、ターミナル駐車場 239台、新川駐車場 203台、ナンバモータープール35台、合計 477台に変更するものです。この駐車場の位置の変更に伴い、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の出入口の数及び位置が変更しており、その点についても届出がありましたので、前

方のスクリーンでご確認いただきたいと思います。

この届出につきまして、平成22年11月12日から平成23年3月14日まで縦覧いたしまして、住民意見なし、本市意見なしとなっております。軽微区分といたしましては、「営業時間以外の変更で、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるもの」となっております。以上で報告を終わります。

加藤会長 以上をもちまして本日の議事はすべて終了しましたので、審議会は閉会したいと思います。ご協力どうもありがとうございました。

司会 会長、どうもありがとうございました。委員の皆様方には、本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。これをもって、本日の審議회를終了いたします。

閉 会 午前11時25分